

行政手続法・行政手続条例適用分合計（H30調査追加分）

1 申請に対する処分

① 審査基準の設定状況（単位：件）

区分	処分件数	審査基準 設定件数	未設定理由				設定率
			(1)	(2)	(3)	(4)	
	A	B	C	D	E	F	(B+C) / A
全体	64	11	27	26	0	0	59.4%

未設定理由 (1)	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要
未設定理由 (2)	処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難
未設定理由 (3)	当面申請が見込まれず、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難
未設定理由 (4)	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難その他

③ 標準処理期間の設定状況（単位：件）

区分	処分件数	標準処理期間 設定件数	未設定理由				設定率
			(1)	(2)	(3)	(4)	
	A	B	C	D	E	F	(B+C) / A
全体	64	17	4	32	7	4	32.8%

未設定理由 (1)	法令の規定において処理期間が定められているので、標準処理期間の設定が不要
未設定理由 (2)	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない
未設定理由 (3)	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難
未設定理由 (4)	処分の先例がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難その他

2 不利益処分

① 処分基準の設定状況（単位：件）

区分	処分件数	処分基準 設定件数	未設定理由				設定率
			(1)	(2)	(3)	(4)	
	A	B	C	D	E	F	(B+C) / A
全体	90	26	41	21	2	0	74.4%

未設定理由 (1)	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定が不要
未設定理由 (2)	将来的に処分の対象の発生が見込まれず、処分基準を設定する実益がない
未設定理由 (3)	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難
未設定理由 (4)	過去に処分実績がないなど、あらかじめ処分基準を設定することは困難その他